

業務指示書

パラオ国送配電システム改善・維持管理強化計画策定プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年5月8日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年5月15日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- () 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- () 外国籍人材の活用を認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

- 注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。
 - ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
 - ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：電力マスタープランにかかる各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／系統計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：系統計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パラオ及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 系統解析】

- 1) 類似業務の経験：系統解析に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パラオ及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 送配電設備】

- 1) 類似業務の経験：送配電設備に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パラオ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年5月19日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

機材調達に係る経費

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(1 = 円, US\$1 = 111.083000 円, EUR1 = 119.828000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／系統計画
系統解析
送配電設備

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

16.60 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年6月16日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

① コンサルタント等の法人としての経験・能力

② 業務の実施方針等

③ 業務従事予定者の経験・能力

④ 若手育成加点*

⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式」>「コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。
ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

パラオ国送配電システム改善・維持管理強化計画策定プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/系統計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 系統解析	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 送配電設備	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

パラオ公共事業公社（以下、PPUC）は、国内の5カ所の発電所を含むすべての送配電設備の管理運用を行っている。発電及び送配電設備の運用は、1982年に開始されており、送配電線網の総延長は34.5kVが47マイル（約75キロ）、13.8kVが114マイル（約182キロ）に及ぶ。ピーク時間帯の電力需要は約11-12MWであり、PPUC傘下の発電所の総発電容量は約28MWである。

またバベルダオブ島ガラロン州、エサール州、アイメリーク州において停電が頻発しており、早急な対策が必要である点が喫緊の課題として挙げられている。停電等の電力供給の不安定性は、各変電所の機材の老朽化が著しく、かつ定期的な保守点検が十分実施されていないことによる設備不良や、送配電線の樹木接触などが主な原因と考えられる。また一部送電線がジャングルの中を通過しており、地絡事故に至るケースも多発している。

これらの状況に対応するべく、PPUCは現在送配電設備の改修を計画中であり、幹線道路から外れている送電線を幹線道路沿いに設置し直すことも検討している。また、近年出力変動が大きい再生可能エネルギーを利用した施設が増加してきており、その観点からも再生可能エネルギー導入可能余力の検証に基づく信頼性の高い送配電システムの構築が喫緊の課題となっている。

かかる背景のもと、パラオ政府は我が国に対して再生可能エネルギー導入を前提とした送配電設備の更新にかかる計画策定及び停電対策並びに送配電ロスの低減に資する技術協力を日本政府に要請した。

上記背景のもと、JICAは2016年10月及び2017年1月に詳細計画策定調査を実施し、協力内容の大枠についてパラオ政府側と合意した。同調査結果を踏まえ、JICAとパラオ政府間で2017年3月に開発調査型技術協力として討議議事録（Record of Discussions; 以下、R/D）の署名を行った。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

持続可能な再生可能エネルギーの適切な導入を伴う送配電システムの開発が促進される。

(2) 期待される成果

- 1) 2030年を目標年次とする送配電システムのマスタープランが策定され、持続可能な再生可能エネルギー導入に係るロードマップが更新される。
- 2) 送配電運用維持管理の強化にかかる必要な技術移転が完了する。

(3) 対象地域

バベルダオブ島、コロール島、及びマラカル島

(4) 関係官庁・機関

パラオ公共基盤・産業・商業省 (Ministry of Public Infrastructure, Industries and Commerce; 以下、MPIIC)

パラオ公共事業公社 (Palau Public Utilities Corporation)

PPUC の CEO 以下、主要 5 部署（発電、再生可能エネルギー、システム制御、配電、企画）のマネージャーが主たるカウンターパートとなる。

3. 業務の目的

本業務は、2030 年を目標年次とする送配電システムの更新にかかるマスタープランの策定と優先プロジェクトのプレF/S を実施することを目的に実施される。同時に、PPUC 職員に対して送配電設備の運用維持管理にかかる技術移転を行う。

4. 業務の範囲

本業務は、2017 年 3 月に JICA とパラオ側との間で署名された R/D に基づき実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本開発調査型技術協力の特徴

本業務は、PPUC のカウンターパートとの共同作業を通じてバベルダオブ・コロール系統における 34.5 kV の送電設備及び 13.8 kV の配電設備の更新にかかる計画策定を行うものである。具体的には、一般的なマスタープランの作成プロセスを踏まえ、一次エネルギー需給状況及び系統内の電力需要想定を行いつつ、既存の電源開発計画をレビューし、それらを踏まえた送配電系統計画の見直しを行う。なお、電源開発計画のレビューには、再生可能エネルギー開発のロードマップの検討を含むものとする。パラオ政府は、2025 年までにピーク需要の 45%に相当する電力を再生可能エネルギーで賄う目標を掲げているが、系統安定の確保の観点も踏まえ本調査でレビューし、ロードマップ策定にかかる提言を行うこと。

上記送配電系統計画の更新と並行し、不十分な保守点検等に起因する設備不良や、送配電線の樹木接触などが主な原因とされる停電への対応として、送配電運用維持管理の技術移転を行うことが本プロジェクトの特徴と言える。具体的には PPUC 等との協議を通じて、優先順位の高い 3 地区程度をパイロットサイトに選定し、都市部における設備不良及び地方における樹木接触対策についての指針、マニュアル等を作成するとともに実地での指導を行う。

本業務の業務量の目安は「第 3 業務実施上の条件」に記載のとおり、全体で 33 M/M であるが、送配電系統計画（マスタープラン）の更新と後述するプレF/S で 25 M/M 程度の業務量とし、送配電運用維持管理の技術移転にかかる業務量を 8 M/M 程度とする。また、パラオ側はマスタープラン及びプレF/S についてはできるだけ早いタイミングで成果を出すことを期待していることから現地業務開始から 10 か月後を目安にマスタープランとプレF/S の作成を終了し、技術移転に関しては、一定の時間をかけた取り組みが必要であることから、第 2 次現地業務以降順次開始し、最終現地業務まで継続して実施すること。

(2) 他ドナー案件情報の把握・協調

関連ドナーとしては、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）が再生可能エネルギー及び系統安定化に関する情報やデータの集積を行っており、ADB やニュージー

ランドもエネルギー分野の協力を検討しているが、PPUC 及び MPIIC 傘下の Energy Administration (他ドナー支援の窓口) 等を通じて、他ドナーの支援状況を把握し、支援重複に留意し、業務を進めること。

(3) 環境社会配慮

本業務は、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2010 年 4 月) においてカテゴリ B に分類される。調査実施にあたっては、戦略的環境アセスメント (SEA: Strategic Environmental Assessment) を実施する。具体的には、計画策定に当たり、重要な環境社会配慮影響項目とスコーピングを行い、複数ある代替戦略・政策案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行うこととする。

なお、パラオでは SEA 実施に関する法律がないため、本プロジェクト開始後の早い時期に PPUC、環境保護局 (EQPB)、JICA 調査団で SEA の枠組み、手続き、ステークホルダー会議実施について協議を行い、円滑な SEA 実施を検討する。

なお、ステークホルダーミーティングにかかるコストシェアリングに関し、パラオ側参加者の交通費及び日当に関してはパラオ側が負担することとしているが、会場費 (会議室の借用料等) は必要に応じて JICA 側で負担することとしていることから本見積りに含めること。

(4) スマートメーター/スマートグリッド導入等の支援

詳細計画策定調査において、パラオ側からは送配電設備の災害耐性への助言やスマートメーター/スマートグリッド導入等の支援への期待が示された。しかしながら、パラオの電力事情に照らし技術的に過度に高度な提案を行うことは現実的ではないため、本邦においては技術の紹介や将来的な可能性へのアセスメント、提言を行うことに留めること。

(5) JICA シニアボランティアとの情報共有

業務の実施にあたっては、現地に派遣されている電力分野の JICA シニアボランティアと適宜情報を共有し、必要に応じて連携を図ることとする。またボランティア内容や活動職制を尊重することにも留意する。

6. 業務の内容

(1) 関連資料・情報の収集・分析等

以下のデータと情報を収集・分析する。

- 1) パラオ国の電力・エネルギー政策、関連法令、電力セクター制度上の枠組み
- 2) パラオにおける社会経済状況と電力開発計画
- 3) パラオにおける電力セクターの状況
 - a. 電力需給状況
 - b. 発電所と変電所、送配電線の現状
 - c. 既存の電力開発計画
 - d. 電気料金及び燃料価格
 - e. 一次エネルギーの需給状況 (再生可能エネルギー及び化石燃料)
 - f. 他ドナーによる支援プロジェクト、プログラム

(2) 電力需要予測

以下の事項を含む電力需要予測を実施する。

- 1) 既存の電力需要予測のレビュー
- 2) 経済開発政策、経済成長予測及び開発計画のレビュー
- 3) 上下水ポンプによる電力需要を含むデマンドサイドマネージメント調査
- 4) 上記1)～3)を踏まえた電力需要予測

(3) 送配電系統計画の策定

- 1) 既存系統計画のレビュー
- 2) 再生可能エネルギー導入の現状とポテンシャルのレビュー
- 3) 再生可能エネルギー導入のためのロードマップの更新
 - a. 短周期並びに長周期の出力変動による連系可能容量の検討
 - b. 上記 a. を踏まえた系統安定化のための必要な対策（出力抑制、上下水ポンプシステムの活用を含む）
 - c. スマートグリッド/スマートメーター導入可能性のアセスメント
 - d. 系統安定化のための上記検討手法の技術移転（パラオ側に供与するシミュレーションソフト（HOMER 等）の利用を含む）
- 4) 上記1)から3)を踏まえた送配電系統計画の更新
- 5) 送配電設備の災害耐性への助言やスマートメーター/スマートグリッドの技術紹介

(4) 経済・財務分析

- 1) PPUC の財務状況のレビュー
PPUC の財務状況をレビューする。レビューにあたっては、電力料金動向、PPUC の財務構造や借入能力を考慮する。
- 2) 経済・財務分析
マスタープランに基づく PPUC の経済・財務分析を行い、長期的限界費用の算出及び更新された送電系統計画を考慮に入れた長期投資計画（目標年：2030年）、個別プロジェクトにおける資金源の確保方法等を分析し、PPUC に提言する。

(5) 環境社会配慮

- 1) 本プロジェクトでは、以下の2つのコンポーネントで環境社会配慮を実施する。
 - a. 電力系統開発計画策定
 - b. 優先プロジェクトに関するプレ F/S 調査

電力系統開発計画策定では、SEA を実施する。既存電源開発計画の更新の際に、将来の再生可能エネルギー導入も検証し SEA に取り込み、プレ F/S 調査では適切な環境社会配慮を実施し必要な提言を行う。

- 2) SEA の実施
 - a. 方針

- (a) 本プロジェクトによって引き起こされる可能性のある影響を確認し調査する。
 - (b) (a)の影響を回避、軽減、緩和する対策をとる。
 - (c) 本プロジェクトによって提案する代替案について、ステークホルダーから意見を聴取し代替案に反映させる。
 - (d) 代替案を技術・財政・環境の面から評価する。
 - (e) 本プロジェクトにとっての最適案を選択する。
- b. SEAの対象地域
バベルダオブ島、コロール島、マラカル島
- c. SEA実施手順
- (a) 既存資料を利用し、パラオの自然・社会環境に関する現状をレビューする。以下の項目は特に十分な調査を実施する。
 - 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関する政策、法令、規則及び国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）との乖離、環境社会配慮関係機関の概要
 - 保護区、国際的に認識された重要な生息地、絶滅危惧種などの自然環境の現状
 - 文化遺産や社会的弱者などの社会環境の現状
 - 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）との乖離
 - (b) 政策や計画の内容の検討（開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等）を行う。
 - (c) ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民の生活区域及び経済社会状況等）を確認する。
 - (d) 想定される負の影響を可能なかぎり回避・軽減・緩和させたいうで、代替案を策定する。
 - (e) それぞれの代替案のスコーピングを行う。
 - (f) スコーピングの結果に基づき、必要であれば自然・社会環境調査を追加で実施しデータを収集する。
 - (g) それぞれの代替案の影響を分析・評価し、技術・経済・環境の面から比較検討する。
 - (h) 選択した代替案について、緩和策とモニタリング体制計画を策定する。
 - (i) 代替案を検討する段階と最適案を選択する段階で、ステークホルダーからのコメントを聴取し、コメントを計画に反映させる。
 - (j) 代替案の策定過程と最適案を選択する過程で、ステークホルダーからのコメントを募り、それらを代替案・最適案に反映させる。そのためにステークホルダー会議を本プロジェクトで2回開催する。ステークホルダーは、本プロジェクト開始時に特定する。
- 3) 地域住民の居住形態の調査を実施及び送電線下の線下補償・利用制限等の有無について調査し、計画に反映させる。

(6) プレF/S 調査

上記電力系統計画の更新を踏まえ、優先度の高いプロジェクトに関するプレF/Sを実施する。具体的には送配電案件の5件程度を対象とし、各プロジェクトの優先順位づけも行う。

1) 基本計画

電力系統計画の更新において選定された緊急及び短期的に対応が必要となる優先プロジェクトについて予備設計を行う。

2) 環境社会配慮の検討

電力系統計画の更新において選定された優先プロジェクトの環境社会配慮について、Initial Environmental Examination (IEE) レベルの評価と対応策の検討を実施するとともに、必要となる手続きについて確認し、PPUCの準備作業を支援する。

なお、優先プロジェクトの環境社会配慮項目のスコーピング結果（検討すべき代替案及び重要と思われる環境社会配慮項目の範囲並びに予測・評価方法案）の作成

3) 事業費の概算

電力系統計画の更新において、優先プロジェクトについて基本計画に基づく概略の事業費の算出及び当該資金の調達計画について検討し、収益性評価等の経済分析を行う。

(7) 送配電運用維持管理の技術移転

1) PPUC等と協議し、優先順位の高い3地区程度をパイロットサイトに選定し、パイロットサイトの状況を踏まえたPPUCの保守・運用体制強化にかかる提言を行うとともに、対策実施に必要な技術移転を行う。

2) パイロットサイトでの技術移転結果を踏まえ、カウンターパートの意向や利便性を考慮し、送配電システムの運用維持管理の向上にかかる指針、マニュアルを策定する。マニュアル策定と並行して、日本人専門家の指導の下、PPUC職員が運用維持管理を行う。

3) 送配電線のメンテナンス状況については、PPUCの直営作業員によりバベルダオブ島北部より順次伐採作業を展開している。このため、PPUCでは新規採用により伐採作業員を増員する他、バケット車、ショベルカー等の特殊車両の配置を計画している。樹木伐採の対処が困難な区間については、電線にポリ管を挿入、また支線や本柱へ巻き上がる植物を防止するためのツタ防止ガードを適用、更には絶縁電線の採用等も検討する必要がある。これら地方における樹木接触対策についての指針、マニュアルの整備が必要である。これらを踏まえ、コンサルタントは、パイロットサイトの選定方法、送配電運用維持管理の技術移転方法をプロポーザルにて提案すること。

(8) 供与機材

コンサルタントは、送配電運用維持管理にかかる技術支援を行うにあたり、本プロジェクトにおける必要性、優先度、予算制約、調達後のスペアパーツなどを考慮して供与機材を選定し、C/Pとの協議を経たうえで機材調達内容を検討する。なお、予算は総額1,500万円を上限とし、「委託契約等における機材調達・管理ガイドラ

イン」に従い、供与機材の調達を行う。

7. 成果品等

(1) 業務報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：業務開始後 2 週間以内

部 数：和文 5 部（簡易製本及びソフトコピー）
英文 10 部（簡易製本及びソフトコピー）

2) プロGRESSレポート 1

記載事項：業務進捗状況

提出時期：業務開始半年後を目途

部 数：和文 5 部（簡易製本及びソフトコピー）
英文 10 部（簡易製本及びソフトコピー）

3) プロGRESSレポート 2

記載事項：業務進捗状況

提出時期：業務開始 10 か月後を目途

部 数：和文 5 部（簡易製本及びソフトコピー）
英文 10 部（簡易製本及びソフトコピー）

4) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：業務結果全体

提出時期：最終現地業務派遣前

部 数：和文 5 部（簡易製本及びソフトコピー）
英文 10 部（簡易製本及びソフトコピー）

5) ファイナルレポート

記載事項：業務結果の全体成果

提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに対するパラオ側コメント提出から
1 ヶ月以内

部 数：和文 10 部（製本及び CD-R）
英文 15 部（製本及び CD-R）

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

2017年6月中旬より本業務を開始し、2018年12月中旬までにファイナルレポートを作成・提出する。また、現地調査開始から10か月程度を目途にマスタープランとプレF/Sを終了し、技術移転に関しては、第2次現地調査以降継続して実施すること。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

合計 約 33 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括／系統計画（2号）
- 2) 系統解析（3号）
- 3) 送配電設備（3号）
- 4) 変電設備
- 5) 再生可能エネルギー統合/系統安定化
- 6) 経済・財務分析
- 7) 環境社会配慮

3. 相手国の便宜供与

協議議事録（R/D）を参照のこと。

4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

(1) 配布資料

- 1) 詳細計画策定調査結果
- 2) 討議議事録（R/D）
- 3) 詳細計画策定調査 環境社会配慮報告書（日・英）
- 4) 環境社会配慮カテゴリ B 案件報告書執筆要領

(2) 参考資料

パラオ共和国 電力供給改善マスタープラン調査 ファイナルレポート
http://open_jicareport.jica.go.jp/640/640/640_214_11892692.html

5. 機材の調達

本調査実施のために、再生可能エネルギーの系統連系、系統安定化対策のためのシミュレーションソフトウェア、事故再発防止のためのポリ管、支線ガード等（範囲は送電線総距離の5分の1程度）、効率的な樹木伐採の機材調達等が考えられる。これ

に係る手続きはコンサルタントが行う。また、これらについては、調査終了後も相手国機関が使用できるように譲渡する予定なので、利用者登録の変更等の必要な手続きは、コンサルタントが行うこと。なお、機材の仕様については、事前に JICA の承認を得ること。

現地調査に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

また、プロジェクト開始後、C/P との協議を経たうえで機材調達内容を検討するが、現時点で適正と考えられる業務遂行上調達が必要な機材があればプロポーザルにて提案すること（別見積もり）。

6. その他の留意事項

複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

7. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA パラオ支所、在パラオ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について支所と緊密に連絡をとるよう留意する。現地作業中における安全管理体制はプロポーザルに記載する。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

8. 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

